

公示番号：19a00256

国名：マラウイ国

担当部署：地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名：世界自然遺産・マラウイ湖国立公園における貴重な自然と調和した持続可能な地域開発モデルの構築（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月中旬から2019年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月25日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

マラウイ湖はマラウイ、タンザニア、モザンビークの三カ国にまたがる湖で、このうち世界遺産でもあるマラウイ湖国立公園はマラウイ湖南端、マラウイ国内に位置する。マラウイ湖国立公園は水中、陸上の保護区に加え、公園内に5漁村がある。住民は主に漁業、農業、観光などの生業に従事し、自然と人間生活が密接に相互作用する複雑な社会生態系が存在する。

小規模漁業はマラウイの水産物の90%を生産し、国民に安価な動物性タンパク質を提供するとともにコミュニティの経済を支えている。このため、マラウイ湖では、一部の魚種において過剰漁獲とそれに伴う資源量減少が発生している。また、水産物の調理、加工にかかる熱源は森林資源（薪）に依存していることも課題である。農業に関しては雨期の天水農業に依存していることから干ばつや洪水に対して脆弱であり、代替生計手段として期待される小規模水産養殖は普及に課題を抱えている。さらにマラウイ湖沿岸は国立公園に代表されるように観光資源が豊かであるが、住民の福利に資するコミュニティ主導の観光は未発達であり、大規模観光産業や家庭から排出される廃棄物による汚染が、観光を支える自然や集落景観を損なっている。

マラウイ湖を中心とした自然資源管理および持続可能な地域開発を行うにはこのように多様に存在し、複雑に関係しあった課題を統合的に考えていくことが重要である。

マラウイでは農漁村の貧困解消と福利の向上のニーズは大きく、人間の安全保障の観点でも重要なテーマとなっており、マラウイ湖国立公園を人間との密接なつながりの中で管理していくため、住民参加型の自然保護区管理が試みられている。しかし、天水に依存した農業の改善、水産資源管理システムの整備と漁獲後の損失低減、熱源としての森林資源の過剰利用の防止、農漁村のコミュニティが主導する観光振興や雇用創出など課題は多い。そこで、これらの多様な資源の統合的管理システムを有効かつ効率的な形で構築すべく、本要請があった。

なお、本案件は独立行政法人科学技術振興機構（JST）と連携し実施する「地球規模課題に対応する科学技術協力（SATREPS）」であり、今回実施する詳細計画策定調査では本プロジェクトの事業対象地、計画枠組み、成果と主な活動案等について先方関係者と合意したうえで、具体的な実施体制、目標設定、活動内容等について確認・協議を行い、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うことを目的とする。また、マラウイで実施する初めてのSATREPS案件であるため、SATREPSの枠組み、

技術協力プロジェクトとの違いなどを丁寧に説明することが必要とされている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019 年 8 月中旬～9 月上旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ②担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。
- ③現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④Project Design Matrix(PDM)（案）・Plan of Operation(P0)（案）（英文・和文）、事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分の作成に協力する。
- ⑤C/P 機関であるマラウイ大学チャンセラール校、リロンゲ農学自然資源学大学、農業灌漑水開発省水産局、天然資源エネルギー鉱業省野生生物国立公園局その他関係機関、他ドナー等に対する質問表（案）（英文）を作成する。
- ⑥他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019 年 9 月上旬～9 月下旬）

- ①JICA マラウイ事務所等との打合せを行う。
- ②C/P 機関および関係機関との協議及び現地調査に参加し、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、プロジェクト候補地及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。
- ③担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) マラウイ湖における自然資源・水産資源管理、地域開発の現状と動向、その中における本案件の位置づけ
 - イ) SATREPS 案件であることから大学が主要なカウンターパートとなるが、社会実装の観点において行政機関等との連携も重要であり、関連する行政機関の動向
 - ウ) 他ドナー・機関、NGO 等のマラウイにおける自然資源・水産資源管理、地域開発等に関する支援動向
- ④質問票の回収・関係機関からの聞き取り調査等による面談議事録の作成を行い、事前評価に必要な情報収集を行う。
- ⑤PDM（案）（和文・英文）、P0（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑥関係者との協議で合意された内容につき、Record of Discussions(R/D)（案）（英文）及びM/M(案)（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA マラウイ事務所等に報告する。

- (3) 帰国後整理期間（2019年9月下旬～10月中旬）
- ①事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文、議事録含む）を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を添付し、2019年10月18日までに電子データをもって提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年9月7日～2019年9月22日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 研究総括（JST）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）
- オ) 国内支援（JST）

③便宜供与内容

JICAマラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が JICA ウェブサイトで公開されています

「2019 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について」

https://www.jica.go.jp/press/2019/20190516_01.html

②本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

③その他本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム (TEL:03-5226-9536) にて配布します。

・要請書 (写)

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上